

委員からの意見に対する見直し案の整理及び追記

【検討内容】 「関節の他動可動域が健側の他動可動域の3分の2（5分の4）以下に制限されたもの」と同程度の障害の状態として例示が妥当か。
 【委員の意見】 見直し案の「オ」における例示（例えば、常時ではないが、固定装具を必要とする程度の動揺関節、習慣性脱臼）のうち、『常時ではないが』という表現と、診断書の「㊟補助用具使用状況」における記載（イ 時々使用）のうち、『時々』という表記を合わせること。

「第1 上肢の障害」及び「第2 下肢の障害」

見直し案（抜粋）	現 行
<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(1) 機能障害 ～略～</p> <p>エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の<u>他動可動域</u>が健側の<u>他動可動域</u>の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの(例えば、<u>常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節</u>)をいう。</p> <p>オ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の<u>他動可動域</u>が健側の<u>他動可動域</u>の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの(例えば、<u>常時ではないが、固定装具を必要とする程度の動揺関節、習慣性脱臼</u>)をいう。</p> <p>(注) <u>関節に著しい機能障害がない場合であっても、関節に機能障害を残すもの（「関節の他動可動域が健側の他動可動域の5分の4以下に制限されたもの」又は「これと同程度の障害を残すもの（例えば、固定装具を必要としない程度の動揺関節、習慣性脱臼）」をいう。）に該当する場合は、第2章「併合等認定基準(併合判定参考表の12号)」にも留意すること。</u></p>	<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(1) 機能障害 ～略～</p> <p>ウ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の<u>自動可動域</u>が健側の<u>自動可動域</u>の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの(例えば、<u>常時固定装具を必要とする程度の動揺関節</u>)をいう。</p> <p>エ 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の<u>自動可動域</u>が健側の<u>自動可動域</u>の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すものをいう。</p> <p>オ 「<u>関節に機能障害を残すもの</u>」とは、関節の<u>自動可動域</u>が健側の<u>自動可動域</u>の5分の4以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの(例えば、<u>ウ以外の動揺関節、習慣性脱臼</u>)をいう。</p>

- ☞ ① 見直し案の「エ」における例示中、『常時』の後に（起床より就寝まで）を加え、診断書の表記に合わせる。
- ② 診断書の「㊟補助用具使用状況」における記載『イ ときどき使用』を見直し案の「オ」（例示）に合わせ、『イ 常時ではないが使用』に改める。

【検討内容】 他動可動域による評価が適切でない場合の例示や判定方法は妥当か。

【委員の意見】 見直し案の「ウ」における諸点のうち、『筋力』、なお書き（次頁の脊柱は「エ」）の『運動筋力』や診断書の「⑰関節可動域及び運動筋力」及び「記入上の注意」4（3）における『関節運動筋力』は、同じ内容なので違った表記を使わないよう統一を図ること。

「第1 上肢の障害」

「第2 下肢の障害」

見直し案（抜粋）	現 行
<p>(4) <u>関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価</u></p> <p>～略～</p> <p>ウ 各関節可動域の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点（「筋力」、「巧緻性」、「速度」、「耐久性」）を考慮した上で評価する。</p> <p>ア.筋力 イ.巧緻性 ウ.速度 エ.耐久性</p> <p>なお、<u>他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、運動筋力や上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能上肢の障害を総合的に認定する。</u></p>	<p>～略～</p> <p>(7) <u>関節可動域</u>の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。</p> <p>ア.筋力 イ.巧緻性 ウ.速度 エ.耐久性</p>
<p>(5) <u>関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価</u></p> <p>～略～</p> <p>ウ 各関節可動域の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点（「筋力」、「巧緻性」、「速度」、「耐久性」）を考慮した上で評価する。</p> <p>ア.筋力 イ.巧緻性 ウ.速度 エ.耐久性</p> <p>なお、<u>他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、運動筋力や上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能下肢の障害を総合的に認定する。</u></p>	<p>～略～</p> <p>(8) <u>関節可動域</u>の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。</p> <p>ア.筋力 イ.巧緻性 ウ.速度 エ.耐久性</p>

☞ 見直し案の「ウ」なお書き中、「運動筋力や」を「上記諸点を考慮し、」に改め、それぞれの障害の区分けに見合う表記とする。

「第3 体幹・脊柱の機能の障害」

見直し案 (抜粋)	現 行
<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(2) 脊柱の機能の障害 ～略～</p> <p>エ 脊柱可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。</p> <p>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、運動筋力や日常生活における動作の身体機能を総合的に認定する。</p>	<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(2) 脊柱の機能の障害 ～略～</p> <p>キ 脊柱可動域の測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。</p>

☞ 見直し案の「エ」なお書きを削り、「第4 肢体の機能の障害」に移動する。

見直し案（抜粋）	現 行
<p>2 認定要領</p> <p>(1) <u>肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害(脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等)の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として関節可動域、運動筋力、日常生活における動作の身体機能を総合的に認定する。</u></p> <p>(2) 肢体の機能の障害の程度は、<u>運動関節可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び</u>を考慮し、<u>日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定を行うが、</u>する。各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p> <p><u>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、筋力、巧緻性、速度、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。</u></p> <p>(3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>	<p>2 認定要領</p> <p>(1) <u>肢体の機能の障害は、原則として、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行うが、脳卒中等の脳の器質障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、多発性関節リウマチ、進行性筋ジストロフィー等の多発性障害の場合には、関節個々の機能による認定によらず、関節可動域、筋力、日常生活動作等の身体機能を総合的に認定する。</u></p> <p>(2) 肢体の機能の障害の程度は、<u>運動可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び日常生活動作の状態から総合的に認定を行うが、各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</u></p>

☞ 見直し案の(1)を本区分(「第4 肢体の機能の障害」)の定義に止め、見直し案(2)の認定に当たっては、日常生活における動作の障害を重視する。

なお、現行の(2)における後段部分(例示の表記)は見直し案の(3)とし、以下繰り下げる。

【検討内容】 各関節の主要な運動については妥当か。

【委員の意見】 見直し案の「ア」本文『各関節の最も主要な運動』と、なお書き『各関節の主要な運動』の表現を合わせるなど整理すること。

「第1 上肢の障害」

「第2 下肢の障害」

見直し案 (抜粋)	現 行												
<p>(4) <u>関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価</u> 測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。 ア <u>関節の運動可動域の</u>に関する評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。 なお、<u>各関節の主要な運動は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="347 590 1120 885"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>主要な運動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肩 関 節</td> <td>屈曲・伸展</td> </tr> <tr> <td>肘 関 節</td> <td>屈曲・伸展</td> </tr> <tr> <td>手 関 節</td> <td>掌屈・背屈</td> </tr> <tr> <td>前 腕</td> <td>回内・回外</td> </tr> <tr> <td>手 指</td> <td>屈曲・伸展</td> </tr> </tbody> </table>	部 位	主要な運動	肩 関 節	屈曲・伸展	肘 関 節	屈曲・伸展	手 関 節	掌屈・背屈	前 腕	回内・回外	手 指	屈曲・伸展	<p>(4) <u>関節可動域の測定方法</u>については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。 (5) <u>関節可動域の評価</u>については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。</p>
部 位	主要な運動												
肩 関 節	屈曲・伸展												
肘 関 節	屈曲・伸展												
手 関 節	掌屈・背屈												
前 腕	回内・回外												
手 指	屈曲・伸展												
<p>(5) <u>関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価</u> 測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。 ア <u>関節の運動可動域の</u>に関する評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。 なお、<u>各関節の主要な運動は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="347 1157 1120 1404"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>主要な運動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>股 関 節</td> <td>屈曲・伸展</td> </tr> <tr> <td>膝 関 節</td> <td>屈曲・伸展</td> </tr> <tr> <td>足 関 節</td> <td>底屈・背屈</td> </tr> <tr> <td>足 指</td> <td>屈曲・伸展</td> </tr> </tbody> </table>	部 位	主要な運動	股 関 節	屈曲・伸展	膝 関 節	屈曲・伸展	足 関 節	底屈・背屈	足 指	屈曲・伸展	<p>(5) <u>関節可動域の測定方法</u>については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。 (6) <u>関節可動域の評価</u>については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。</p>		
部 位	主要な運動												
股 関 節	屈曲・伸展												
膝 関 節	屈曲・伸展												
足 関 節	底屈・背屈												
足 指	屈曲・伸展												

☞ 見直し案の「ア」本文を「関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については参考とする」に改める。

【検討内容】 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、「障害の状態が悪化している場合」に上位等級に認定することとしているが、その取扱いの対象は妥当か。

【委員の意見】 見直し案の「(ア)」ただし書きのうち、『障害の状態が悪化している場合』という表現を丁寧に解説（3級相当ではない状態と上手に表現）するなど再考すること。

「第1上肢の障害」

見直し案（抜粋）	現 行
<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(1) 機能障害 ～略～</p> <p>ㄨ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。</p> <p><u>(ア)</u> 一上肢の3大関節中1関節以上人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両上肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。</p> <p><u>ただし、そう入置換術を行ってもなお、障害の状態が悪化している場合、一上肢については「一上肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両上肢については「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。</u></p>	<p>2 認定要領 ～略～</p> <p><u>(10)</u> 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、原則として次により取り扱う。</p> <p><u>ア</u> 一上肢の3大関節のうち、1関節又は2関節に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの又は両上肢の3大関節のうち、1関節にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定するが、<u>そう入置換してもなお「一上肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。</u></p>

☞ 見直し案の「(ア)」ただし書き中、「障害の状態が悪化している場合、」を削り、現行(10) [次頁の下肢は(11)] の表記に戻しても、上位等級に認定する対象を「…程度以上に該当するとき」と明記していることによる。

見直し案 (抜粋)	現 行
<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(1) 機能障害 ～略～</p> <p>ク 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。</p> <p><u>（ア） 一下肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両下肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。</u></p> <p><u>ただし、そう入置換術を行ってもなお、障害の状態が悪化している場合、一下肢については「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両下肢については「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。</u></p>	<p>2 認定要領 ～略～</p> <p><u>（11） 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、原則として次により取り扱う。</u></p> <p><u>ア 一下肢の3大関節のうち、1関節又は2関節に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの又は両下肢の3大関節のうち、1関節にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定するが、そう入置換してもなお「一下肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。</u></p>

【追記理由】 「第2 下肢の障害」2 認定要領(1) 機能障害中、1級から3級の『両下肢の“3大関節”に係る判定方法』を、「関節の動く範囲や筋力の状態」とともに、「日常生活における動作」も考慮した規定に変更したが、当該機能障害に区分されている『両下肢の“足趾”に係る判定方法』についても、同様に規定（なお書きを追記）すべきとの考えによる。

見直し案（抜粋）	現 行
<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(1) 機能障害 ～略～</p> <p>カ 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節(DIP)以上で欠くもの</p> <p>(イ) 中足趾節関節(MP)又は近位趾節間関節(PIP)(第1趾にあつては、趾節間関節(IP))に著しい運動障害(他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの</p> <p><u>なお、両下肢の認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に判断する。</u></p>	<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(1) 機能障害 ～略～</p> <p>カ 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節(DIP)以上で欠くもの</p> <p>(イ) 中足趾節関節(MP)又は近位趾節間関節(PIP)(第1趾にあつては、趾節間関節(IP))に著しい運動障害(自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの</p>

「第2 下肢の障害」

【追記理由】 肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる場合には、「第4 肢体の機能の障害」として『身体機能を総合的に認定する』こととなるが、例えば、“障害の重い肢”と“障害の軽い肢”が明らかなケースでは、例示を参照すると「前者は1級に相当するものの、後者は1級に相当しない」こととなり、結果的に2級（身体機能を総合的に認定するならば、1級には当てはまらない）となるのが想定される。このようなケースは“障害の重い肢”で障害の程度を判断し、認定すべきとの考えによる。

「第4 肢体の機能の障害」

見直し案（抜粋）	現 行																		
<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>	<p>2 認定要領 ～略～</p> <p>(2) 肢体の機能の障害の程度は、<u>運動可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び日常生活動作の状態から総合的に認定を行うが、各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</u></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障害の状態	1級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの	2級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの	3級	一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1. <u>両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 2. <u>両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 3. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 四肢の機能に障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1. <u>一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 2. <u>一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 3. <u>両上肢に機能障害を残すもの</u> 4. <u>両上肢に機能障害を残すもの</u> 5. 一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの</td> </tr> <tr> <td>障害手当金</td> <td>1. <u>一上肢に機能障害を残すもの</u> 2. <u>一上肢に機能障害を残すもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障害の状態	1級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの	2級	1. <u>両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 2. <u>両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 3. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 四肢の機能に障害を残すもの	3級	1. <u>一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 2. <u>一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 3. <u>両上肢に機能障害を残すもの</u> 4. <u>両上肢に機能障害を残すもの</u> 5. 一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの	障害手当金	1. <u>一上肢に機能障害を残すもの</u> 2. <u>一上肢に機能障害を残すもの</u>
障害の程度	障害の状態																		
1級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの																		
2級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの																		
3級	一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの																		
障害の程度	障害の状態																		
1級	1. 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 2. 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの																		
2級	1. <u>両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 2. <u>両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 3. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 四肢の機能に障害を残すもの																		
3級	1. <u>一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 2. <u>一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</u> 3. <u>両上肢に機能障害を残すもの</u> 4. <u>両上肢に機能障害を残すもの</u> 5. 一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの																		
障害手当金	1. <u>一上肢に機能障害を残すもの</u> 2. <u>一上肢に機能障害を残すもの</u>																		
<p>(注) <u>肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹及び脊柱の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。</u></p> <p><u>なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。</u></p>																			